

# 生徒心得

- 近所の方、来客者や先生に対しては、敬愛の心をもってあいさつしよう。
- 生徒同士はお互いに朝夕のあいさつをし、心を通わせよう。
- 他人の迷惑を考え、時と場に応じた行動をしよう。
- いつも丁寧な言葉遣いをしよう。

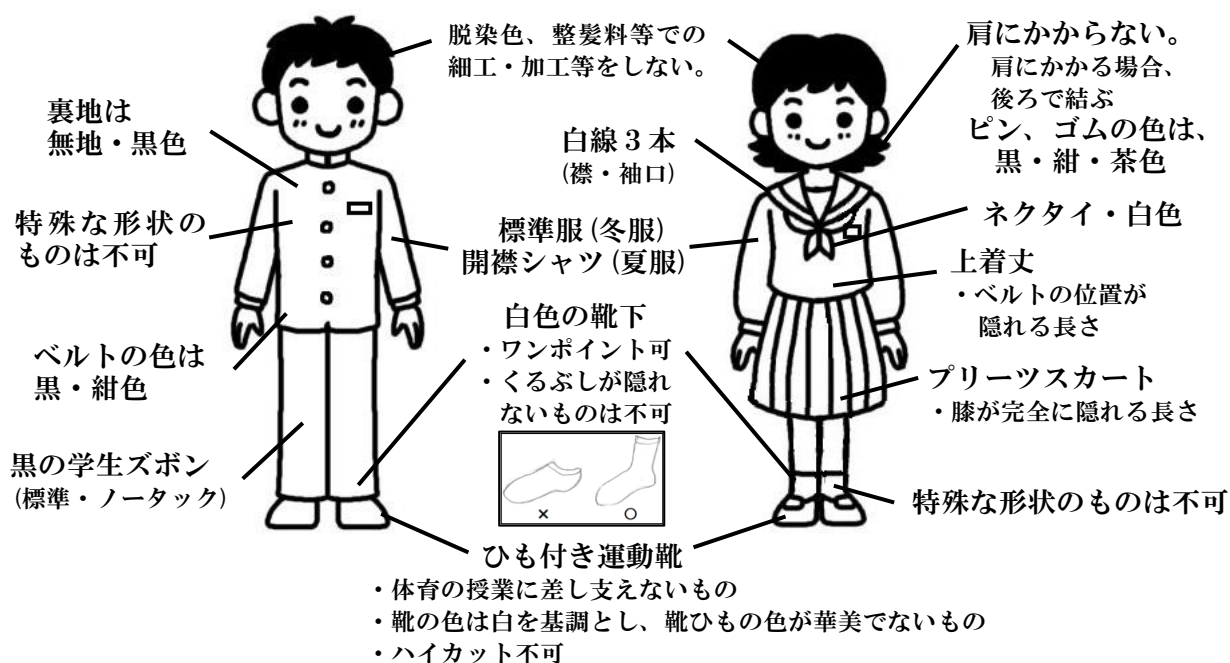
## 校内生活

### 1 服装

- (1) 服装は学校指定の標準服とする。ルーズなズボン、短いスカート（膝が隠れない）は使用しない。夏服は上衣を白の開襟シャツとする。
- (2) 靴は白を基調とし、体育の授業に差し支えない華美でないものとする。（ハイカット不可）
- (3) 靴下は白色（ワンポイント可）とし、くるぶしが隠れるものとする。
- (4) 上履きは、各学年色の規定のものとする。
- (5) ジャージ、セカンドバックは規定のものとする。
- (6) 冬季の登下校時、防寒用としてマフラー・ネックウォーマー、手袋、アンダーウェア、部活動で揃えたもの、私物のウインドブレーカー（華美でないもの）の着用を認める。アンダーウェアは華美でなく、制服からはみださないものとする。（マフラー・ネックウォーマー、手袋は昇降口で着脱する）
- (7) ジャージを防寒着として使用しても良い。使用する場合は、前をきちんと閉める。
- (8) ベルトの色は、黒、紺とする。

### 2 頭髪

- (1) 髪型は中学生らしいものとする。細工・加工（脱染色、整髪料、パーマ等）をしない。眉も加工しない。
- (2) 肩に付いた場合は結ぶ。
- (3) ヘアピンやゴムは、黒、紺、茶色とする。



### 3 貴重品について

- (1) 朝の学活で必ず担任に預ける。
- (2) 部活動の朝練習に参加する場合は、朝練習前に必ず部活動顧問に預ける。

#### 4 休憩時間

- (1) 短い休憩時間（10分）は、室内で静かに次の教科の準備をする。
- (2) 長い休憩時間（昼休み）はできるだけ屋外に出て運動しよう。ただし、校舎裏や中庭では遊ばない。雨天のときは、室内で静かに過ごす。

#### 5 下校時刻

● 3月1日	～ 管内新人体育大会	・・・	18:00
● 管内新人体育大会	～ 県新人大会	・・・	17:45
● 県新人大会	～ 文化祭	・・・	17:30
● 文化祭	～ 12月末	・・・	17:00
● 1月		・・・	17:15
● 2月		・・・	17:30

上記の下校時間を守る。部活動が行われない場合は、速やかに下校する。

#### 6 保健室の利用

- (1) 1時間目は保健室を利用しない。  
※ 朝から体調が悪い場合は家で様子をみて、良くなってから登校する。
- (2) 利用する場合は、担任か授業担当の先生の許可を得てから行く。
- (3) 利用時間は1時間とし、回復しない場合は自宅で休養をとる。
- (4) 保健室利用後は、保健室利用記録表を授業担当の先生に渡す。

#### 7 その他

- (1) 移動教室、下校時には、必ず消灯するなどの節電に努め、また節水に努める。
- (2) 友達同士の金銭及び物品の貸借をしない。
- (3) 持ち物には名前を書き、学習に不要な物を持ってこない。  
不要物(携帯電話やスマートフォン、ipod等の携帯音楽機器、ゲーム機、カメラ、カード、菓子類、お金、雑誌等)  
※ クシ、鏡、日焼け止め（無臭）、制汗スプレー・制汗シート（無臭）、薬用リップ（無色）については使用を認めるが、マナーを守って使用する。
- (4) 欠席の連絡は、7:50から8:05までに保護者にしてもらう。【22-2234】
- (5) 原則として自分のクラス以外には入らない。
- (6) 事件、事故に巻き込まれた場合、速やかに担任に届ける。
- (7) 登校後、校地外に許可なく出ない。
- (8) 自転車通学は原則として認めない。  
※ 休日や再登校後に部活動に参加する場合は、自転車検査を受けて許可された自転車にのみ乗ってきてよい。その際はヘルメットを必ず着用する。

### 校外生活

- 1 交通ルールや社会生活上のルールやマナーを守る。
- 2 危険物を所持したり、危険な遊びをしたりしない。
- 3 夜間（日没後）の外出はしない。必要な場合は保護者同伴又はその許可を得ること。
- 4 服装については、下記のとおりとする。
  - ① 帰宅後、再登校するときは制服を着用する。
  - ② 土・日・祝日での部活動の試合等は、顧問の指示による。
  - ③ 学校の行事活動においては、先生の指示に従う。
- 5 保護者の同伴がなければ、次の活動は行ってはいけない。
  - (1) 生徒同士でお互いの家に泊まること。（旅行・キャンプ等を含む）
  - (2) 夜間の映画、その他の興行物の閲覧。※昼間は生徒のみで行ってよい。
  - (3) 遊技場（ゲームセンター・ゲームコーナー・カラオケボックス・インターネットカフェ等）への立ち入り。